

消防予第 180 号
消防救第 199 号
平成 8 年 9 月 11 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長
消防庁救急救助課長

電話回線を利用する通報装置の設置・維持管理に係る 留意事項について(通知)

電話回線を利用して消防機関等に通報を行う装置のうち、火災通報装置については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成 8 年 2 月 16 日付け消防予第 22 号)により、緊急通報装置については、「緊急通報装置の取扱いについて」(平成 3 年 3 月 15 日付け消防予第 41 号・消防救第 25 号)により、それぞれ運用願っているところである。

近年、インターネットの普及等に伴い、電話回線を従来のアナログ回線から 1 回線あたりの情報容量が大きいデジタル回線とする傾向にあるが、現在製造されている火災通報装置及び緊急通報装置(以下「通報装置」という。)は、デジタル回線に対応したものとなっておらず、デジタル回線に接続した場合には通報が適切に行われないうおそれがある。

このことにかんがみ、電話回線をデジタル回線化する場合における通報装置の設置・維持管理に係る留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、その運用に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 通報装置の機能を保持するため、アナログ回線を別途確保し、当該回線に接続することが必要であること。
- 2 デジタル回線にアナログ通信端末機器を接続するための TA(ターミナルアダプタ)が開発されているが、デジタル回線の性質上、他の用途に当該電話回線が使用されている場合には、通報装置の信号を発信することができないため、通報装置を接続してはならないこと。
- 3 通報装置の取扱い説明書等には、「デジタル回線に接続できない旨」の記載又は表示がされることとなっていること。

4 デジタル回線に対応できる通報装置の開発については、関係製造者等において行われているところであり、財団法人日本消防設備安全センターに設置されている通報装置認定委員会において認定された場合には、追って通知する予定であること。